

議員提出第 2 号議案

「土地利用規制法」の施行に先立ち、丁寧な情報提供と意見聴取を
求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者	府中市議会議員	にしみや	幸	一
賛成者	"	渡 辺		将
	"	福 田	千	夏

「土地利用規制法」の施行に先立ち、丁寧な情報提供と意見聴取を求める意見書

令和3年6月の通常国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称「土地利用規制法」）は、令和4年9月までの施行に向けて政府・内閣府において作業が進められ、その「基本方針」の策定は令和4年5月までとされている。

この法律により、「注視区域」、「特別注視区域」が施行される。注視区域とは自衛隊の基地や原子力発電所といった重要インフラ施設のおおむね1キロメートルの範囲であり、国が土地などの所有者の氏名や国籍などを調査できるとしている。特別注視区域は、注視区域の中でも司令部の機能がある自衛隊の基地周辺など、特に重要性が高い区域であり、一定以上の面積の土地などを売却する際には、氏名や国籍などを事前に届け出ることを義務づけている。

府中市内には、航空自衛隊府中基地が存在している。同基地には、航空支援集団司令部や宇宙作戦隊など重要機能が配置されており、「土地利用規制法」の趣旨から見て、「特別注視区域」に指定される可能性が大きいと考えられる。

しかし、「注視区域」、「特別注視区域」の指定に当たって政府が行う調査の範囲や方法、「機能を阻害する行為」の定義などは、今後政府が決定する「基本方針」などに委ねられており、同法の運用方針は、現段階では明らかになっていない。

一方、同基地の周辺は、住宅地区となっており、多くの住民が居住している。「基本方針」が明らかでない中では、「特別注視区域」の指定に対し、区域内の不動産価格や周辺住民が営む日常生活へ影響がないか、心配される。

さらに、同基地には、府中基地跡地留保地が隣接している。留保地は、府中市内最後の大規模未利用地であり、将来を見据えた土地利用を円滑に進める観点からも、同法の詳細について迅速に知らされることが望まれる。

加えて、本法が衆参両院で可決された際に採択された付帯決議では、「注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めること」とされている。

よって、府中市議会は、府中基地周辺における将来のまちづくりや周辺住民の良好な生活環境維持に対する配慮を求めて、次の事項について政府に求める。

- 1 基地所在の自治体に対し、土地利用規制法に基づく各種規制措置及び同法の運用等に関する詳細な情報の提供を行うとともに、丁寧な意見聴取を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

議 長 名

(宛先) 内閣総理大臣、防衛大臣、領土問題担当、内閣官房長官